## 市第 148 号議案

横浜市スポーツ医科学センター条例の一部改正

横浜市スポーツ医科学センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年2月13日提出

横浜市長 林 文 子

## 横浜市条例(番号)

横浜市スポーツ医科学センター条例の一部を改正する条 例

横浜市スポーツ医科学センター条例(平成9年10月横浜市条例第59号)の一部を次のように改正する。

第5条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 前3項の規定にかかわらず、指定管理者の指定の期間の満了に 伴い指定管理者を指定する場合で、指定管理者として指定されて いるもの(以下「現指定管理者」という。)から提出させた事業 計画書その他規則で定める書類を審査し、かつ、実績等を考慮し て、現指定管理者がセンターの設置の目的を最も効果的に達成す ることができると認められるときは、現指定管理者を指定管理者 として指定することができる。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

## 提案理由

横浜市スポーツ医科学センターについて指定管理者の指定の手続 を変更するため、横浜市スポーツ医科学センター条例の一部を改正 市第 148 号

したいので提案する。

## 参考

横浜市スポーツ医科学センター条例(抜粋)

(上段 改正案 下段 現 行)

(指定管理者の指定等)

第5条 (第1項から第4項まで省略)

5 前3項の規定にかかわらず、指定管理者の指定の期間の満了に 伴い指定管理者を指定する場合で、指定管理者として指定されて いるもの(以下「現指定管理者」という。)から提出させた事業 計画書その他規則で定める書類を審査し、かつ、実績等を考慮し て、現指定管理者がセンターの設置の目的を最も効果的に達成す ることができると認められるときは、現指定管理者を指定管理者 として指定することができる。

6 (本文省略)